

野々市市いじめ防止基本方針

平成 29 年 2 月
(令和 8 年 4 月改定)
野々市市

目 次

第 1 章 いじめの防止等のための基本的な考え方	ページ
1 いじめの定義	1
2 いじめの理解	1
3 いじめの未然防止等に関する基本的な考え方	2
第 2 章 市が実施するいじめ防止等のための対策	
1 野々市市いじめ防止基本方針の策定	5
2 いじめの防止等の対策のための組織の設置	5
3 いじめの未然防止・早期対応のための措置	5
4 いじめの対処に関すること	6
5 学校評価及び学校運営改善に関すること	6
第 3 章 学校が実施するいじめの防止等のための対策	
1 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し	7
2 いじめ問題対策チームの設置（常設）	7
3 いじめ防止等の取組の基本的な考え方	8
4 家庭や地域との連携	9
第 4 章 重大事態への対処	
1 重大事態の意味	10
2 重大事態の発生と報告	10
3 調査の実施	10
4 調査結果の提供及び報告	10
5 市長による再調査及び措置	11
6 重大事態対応図	11
第 5 章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1 野々市市いじめ防止基本方針の検証と見直し	12
2 学校いじめ防止基本方針の策定状況の確認	12

第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）で、次のように定義されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの態様には、以下のようなものが考えられる。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的なものではなく、「いじめを受けた児童生徒の立場」に立つことが必要である。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人の表情や様子の観察、本人が気付いていなくても、その児童等が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ問題対策チーム」という。）を活用して行う。

2 いじめの理解

(1) いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながらいじめられる側もいじめる側も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

そして、いじめには、いじめられる者・いじめる者という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題がある。また、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っているものである（いじめの四層構造）。また、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、例えば無秩序性や閉塞性も深く影響している。そのため、集団全体にいじめを許さない雰囲気が生まれるようにすることが必要である。

児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの児童生徒がいじめられた児童生徒としてだけでなく、いじめた児童生徒としても巻き込まれること、いじめた側、いじめられた側の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応することが重要である。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめた児童生徒が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないよう、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

また、児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成

を図る観点から、例えば「性的マイノリティ」、「多様な背景をもつ児童生徒」、大規模な震災により被災した児童生徒等、学校として特別な配慮を必要とする児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) 犯罪につながるいじめ

いじめの中には、犯罪行為[※]として取り扱われるべきと認められ、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、野々市市生徒指導連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要がある。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要がある。

※いじめの事例のうち、「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められる事案や、重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが想定される具体例には、次のようなものがある。

- ・ 強制わいせつ（刑法第 176 条） 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- ・ 自殺関与（刑法第 202 条） 同級生に「死ぬ」とそそのかし、その同級生が自殺した。
- ・ 暴行（刑法第 208 条） 同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。
- ・ 脅迫（刑法第 222 条） 裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- ・ 強要（刑法第 223 条） 遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
- ・ 恐喝（刑法第 249 条） 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- ・ 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条） スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画を SNS 上のグループに送信したりする。 など

(3) インターネットを通じて行われるいじめ

インターネット上や SNS 等を利用したいじめは、次のような理由から、特に大人の目に触れにくく、より一層発見が難しい。

- ・ 匿名性の高さから、不特定多数の者によって安易に誹謗・中傷等の書き込みが行われる。
- ・ 情報のやり取りが容易にできるため、いじめが思わぬ速さで深刻化する。
- ・ 画像や動画の所持・加工・拡散といった二次的な被害が生じやすく削除が困難である。
- ・ パスワードをかけた仲間内で発生していることがある。 など

インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることから、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うことが必要である。

3 いじめの未然防止等に関する基本的な考え方

いじめについては、全ての児童生徒を対象とした対応が求められる。いじめが起きているとき、いじめを受けている児童生徒の心や体が傷ついている。周囲にいる人々の心が傷つくこともある。いじめという行為は許されないが、不安や悩みからいじめを行ってしまう児童生徒や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく児童生徒もいる。また、いじめを行った児童生徒といじめを受けた児童生徒が入れ替わってしまうこともある。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなる。集団が荒れている雰囲気を持っているときには、いじめに気付かない場合も生まれることがある。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められる。市民が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう児童生徒を育てていくことが求められる。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要である。学校は地域や家庭と連携して、児童生徒の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいかなければならない。

(1) いじめの未然防止

全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育てるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校は教育活動全体を通じ、次の点に取り組む。

- ① 全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操

や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養うこと。

- ② いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むこと。
- ③ 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行うこと。
- ④ いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発に努めること。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員自身の気付き・発見、周囲の児童生徒たちや地域、家庭からの情報の受け止めが重要である。

児童生徒たちが SOS を発信できるようにすることと、いじめのサイン(児童生徒たちからの SOS)は、いじめを受けている児童生徒からも、いじめを行っている児童生徒からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらもが必要である。いじめはどの児童生徒にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって児童生徒を見守る体制を整え、児童生徒のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努める。

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが重要である。
- ② 学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話等相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 学校や教育委員会は、地域や家庭と連携して、児童生徒を見守る。

(3) いじめへの対処

教職員は平時から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた児童生徒への支援・いじめを行った児童生徒や周囲の児童生徒への指導計画を立てたり、体制を整備したりする。そして、いじめを確認した場合には、次のように対応する。

- ① 学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる児童生徒から事情を確認し、適切に指導するなど、組織的な対応を行う。
- ② 学校は家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③ 学校は、いじめた児童生徒自身が悪いという指導ではなく、どのような行為がいじめに当たり、相手に嫌な思いをさせたのかを、児童生徒自身が理解できるように指導・支援する。
- ④ 児童生徒のこじれた人間関係をほどいていくことを目的として、児童生徒が「ごめんなさい」を言う場面とそれを許す場面を積極的に作る。
- ⑤ 学校は、「いじめ問題対策チーム」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑥ 学校は、明らかになった課題について、改善策を立てる。

(4) 学校・家庭・地域の連携・協働

学校・家庭・地域が連携・協働して児童生徒を見守り、健やかな成長を促すための対策を推進する。

- ① P T Aや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会や、保護者がいじめについて学ぶ機会を設けることを推進する。
- ② 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の活用を推進する。
- ③ より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ④ 児童生徒のトラブルが発生した場合には、学校・家庭・地域が協力し、児童生徒に適切に寄り添いながら支援し、児童生徒に自分たちでトラブルを解決する力を育成する。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校や教育委員会は関係機関と適切に連携することが必要であり、そのためにも平素から情報共有体制を構築しておくことが必要である。

- ① 関係機関には、警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関等がある。
- ② 学校や教育委員会は、学校以外の相談窓口として、文部科学省、石川県教育委員会、野々市

市教育センター、野々市市少年育成センター、石川県警察、法務省等が開設する相談窓口について、児童生徒や保護者に周知する。

(6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

- ・ この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断する場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ・ 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、必要な措置を講ずるとともに、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

- ・ いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・ 学校は、いじめが解消に至るまで、いじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

第2章 市が実施するいじめの防止等のための対策

1 野々市市いじめ防止基本方針の策定

法第12条及び条例第11条の規定に基づいて、野々市市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）を策定し、いじめの防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

法及び条例の規定に基づき、いじめの防止等のための組織を設置する。

(1) 野々市市生徒指導連絡協議会

法第14条第1項及び条例第1項の規定に基づき、関係機関の連携を図るため、野々市市生徒指導連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

(2) 野々市市いじめ問題対策委員会

法第14条第3項及び条例第14条の規定に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、市基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、野々市市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

また、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した際、教育委員会が調査を行う場合にあっては、対策委員会において当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

3 いじめの未然防止・早期対応のための措置

(1) 豊かな心の育成

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめを許さない学校・学級の風土を醸成するため、教育委員会は次の取組を推進する。

- ・ 生徒指導の実践上の4つの視点※を生かした授業づくり
- ・ 道徳教育及び体験活動等の充実
- ・ 児童生徒が主体的に活動できる児童会・生徒会活動
- ・ WEBQU等を活用した児童生徒の現状把握の工夫
- ・ 「人権週間」に合わせて、児童会・生徒会によるいじめ防止の取組
- ・ 9年間を見通した体系的な情報モラル教育、デジタル・シティズンシップ教育

※ 生徒指導の実践上の4つの視点

- ① 自己存在感の感受：学校生活のあらゆる場面で「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感すること
- ② 共感的な人間関係の育成：自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係を創り上げること
- ③ 自己決定の場の提供：児童生徒が自己指導能力を獲得するために、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験をすること
- ④ 安全・安心な風土の醸成：お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒が自らつくりあげるようにすること

(2) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、“ののいちっ子を育てる”市民会議と連携し、児童生徒のインターネット使用状況の把握に努め、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

また、市少年育成センターが行うインターネットの巡視活動により早期発見に努める。

(3) いじめ相談窓口の設置

児童生徒及び保護者が相談できる窓口を市教育センター、市少年育成センターに設置する。

(4) 子どもと関わる時間と場の確保

子どもの様子や言動の変化を早期に察知するためには、関わる大人の心のゆとりが大切である。そこで、学校では教師が児童生徒と関わる時間の確保に努め、家庭では保護者が子どもと関わる場が持てるよう「ノーネット・ノーゲーム・ノーテレビデー」（毎月第1水曜日）の取組を推進する。

(5) 研修等の実施

教職員に対し、自殺予防教育を含めたいじめの防止等のための対策に関する研修及び担当者連絡会の実施など、対応力・指導力の向上を図る。

(6) 広報及び啓発

児童生徒やその保護者はもとより、広く市民に対し、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、

いじめを防止することの重要性、いじめの相談窓口について、広報・啓発活動を進める。

4 いじめへの対処に関すること

(1) いじめの通報を受けたときの措置

教育委員会は、学校からの報告を受けたときは、必要に応じ、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。この調査については、必要に応じ、対策委員会を活用する。

(2) 関係機関と連携した指導・助言

教育委員会は、いじめについての対応が学校だけで困難な場合や複数の関係機関等の協力を得ることが必要な場合には、教育委員会が、市教育センターや市少年育成センター、市こども家庭センター、児童相談所等と連携し、いじめの防止等の対策や学校体制づくりについて指導や助言を行う。

(3) 児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置

教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

5 学校評価及び学校運営改善に関すること

(1) 学校評価等の留意点

教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。加えて、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。

(2) 学校運営改善の支援

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校評議員等との連携を図りながら、学校運営の改善に向けた指導・助言を行う。

第3章 学校が実施するいじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき「いじめ問題対策チーム」を中核として、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立し、教育委員会と適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し

いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日、文部科学大臣決定）（以下、「国基本方針」という。）、石川県いじめ防止基本方針（以下、「県基本方針」という。）、市基本方針等を参考にして、学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）を定める。

(1) 学校基本方針を定める意義

- ・学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すこと及び児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの行為を抑止することにつなげる。
- ・いじめを行った児童生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童生徒への支援につなげる。

(2) 学校基本方針の内容

- ・いじめの未然防止のための取組
いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する多様な取組についての包括的な方針や具体的な指導内容
- ・いじめの早期発見・いじめの事案への対処の在り方
- ・教育相談体制、生徒指導体制等
- ・校内研修
- ・いじめ問題に関する年間計画 など

(3) 学校基本方針の公表

- ・学校基本方針を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、家庭や地域の理解と協力を得られるよう取組を進める。
- ・授業参観等の様々な機会を活用して、学校基本方針に基づくいじめの防止等のための対策について説明し、保護者等の理解と協力を求める。

(4) 学校基本方針の見直し

- ・ 自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校基本方針の点検・見直しを図る。
- ・ 「いじめ問題対策チーム」を中心に、学校の実情に即して適切に機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直す。

2 いじめ問題対策チームの設置（常設）

学校は、法第 22 条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的に行うため、中核となる「いじめ問題対策チーム」を置く。

(1) 目的

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うことや、いじめの早期発見・事案対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。また、必要に応じて、学校基本方針が適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行）を行うこととする。

(2) 構成

校長をトップに、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、部活動総括担当者等とし、各学校の実情に応じてスクールカウンセラー、学校医等の必要と思われる教職員や専門的知識を有する者等を加え構成する。

また、必要に応じて学級担任や教科担任等が加わるものとする。校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会（部会）扱いとして組織図に位置付ける。

※いじめ問題対策チームを「常設する」とは、会合の定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。そのために、校長等管理職に教職員や児童生徒の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめの問題について正しい理解や鋭い感覚をもち、常にいじめの問題に係る情報を一人で抱え込むことなく組織的に共有し、迅速に対応できる体制を維持すること。

(3) 役割

- ・未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談の受け入れ及びその集約（情報収集・共有化等）
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約（事実関係の把握・組織的判断等）
- ・発見されたいじめ事案への対応（情報の集約と記録・共有化等）
- ・重大事態への対応

3 いじめ防止等の取組の基本的な考え方

学校は、教育委員会と連携して、全教職員でいじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の対処に当たる。

(1) いじめの未然防止

① 教職員の共通理解と指導姿勢

- ・全教職員が、市基本方針及び生徒指導提要（令和4年12月文部科学省）を理解し、学校基本方針を効果的に運用する。
- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修において周知し、平素から教職員の共通理解を図るとともに、人権意識を高める研修を実施する。
- ・全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- ・教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた児童生徒の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 教育活動全体を通じた未然防止（学校風土づくり）

- ・児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。
- ・児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくりを行う。
- ・生徒指導の実践上の4つの視点を生かした授業づくりを推進する。
- ・集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いを認め合える人間関係や学校風土を醸成し、児童生徒の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動に取り組む。

③ 児童生徒主体の取組

- ・全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組として、学級活動や児童会や生徒会活動等で、児童生徒がいじめの問題について自主的に考え、議論し、いじめの正しい認識や理解を深める活動を推進する。必要に応じて警察や弁護士等の関係機関と連携する。
- ・児童生徒が傍観者とならず、いじめをやめさせるための行動をとる重要性を理解するよう努める。
- ・毎年12月を「いじめ問題強化月間」とし、児童生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する取組を実施する。

④ 多様性への配慮

- ・発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒、国際結婚の保護者を持つ外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒など、児童生徒一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導・支援を行う。

⑤ 情報化社会への対応

- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童生徒の発達段階に応じ、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するためのもととなる考え方や態度を育成する。
- ・情報モラル教育及びデジタル・シティズンシップ教育を推進し、情報活用能力の育成を図る。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識する。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、校内で情報を共有する。
- ・教職員は、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。平時から児童生徒とのコミュニケーションを図る。

- ・ 定期的なアンケート調査や個人懇談等を行うことで、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。
- ・ 心理、福祉に関する専門家(スクールカウンセラー等)の活用等、児童生徒、保護者、教職員に対する相談体制を整備する。

(3) いじめへの対処

- ・ 教職員がいじめを発見し、又は児童生徒や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、いじめ問題対策チーム(個別案件対応班を含む)に対し、いじめに係る情報を速やかに報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。
- ・ 家庭や地域等と連携し、いじめを受けた児童生徒やいじめについて報告した児童生徒の立場を守る。
- ・ いじめの相談を受けたり、児童生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・ 教職員は、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援、いじめを行った児童生徒及びその保護者への指導・助言を組織的・継続的に実施する。これらの対応は、教職員の共通理解の下、保護者の協力を得るとともに、必要に応じて関係機関等と連携して行う。
 - a. 児童生徒から事実関係の聴取を行う。児童生徒が「嫌な思いをした」と話したときには、まず児童生徒に寄り添い、どのような思いをしたのかを丁寧に聴き取り、素早く対応する。
 - b. いじめの事実が確認された場合には、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、関係機関等の協力を得て、組織的にいじめへの対応を行い、その再発を防止する措置をとる。
 - c. 事実関係の確認後、迅速に当該保護者に報告し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
 - d. いじめが確認された場合は、いじめを受けた児童生徒には、安心して学べる環境を確保し、継続的に支援する。
 - e. いじめを行った児童生徒には、行為を直ちにやめさせるとともに、いじめた児童生徒自身が悪いという指導ではなく、どのような行為がいじめに当たり、相手に嫌な思いをさせたのかを、児童生徒自身が理解できるように指導・支援し、再発防止につなげる。
 - f. 児童生徒のこじれた人間関係をほどいていくことを目的として、児童生徒が「ごめんなさい」を言う場面とそれを許す場面を積極的に作る。
 - g. いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安全・安心、健全な人格の発達に配慮する。
 - h. 児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
 - i. 犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、警察と連携して対処する。児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。

(4) 関係機関との連携

- ・ 「いじめ問題対策チーム」は、必要に応じて心理や福祉の専門家等の参加について協力を求める。
- ・ 日頃から白山警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。

4 家庭や地域との連携

家庭や地域と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施する。

- ・ 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載したり、学校便りに記載し配付したりするなどして、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるように工夫する。
- ・ 学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口については、各年度の開始時に資料を配付するなどして、児童生徒、保護者、関係機関に説明する。
- ・ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、法に基づき、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。
- ・ 児童生徒同士のトラブルが発生した場合には、学校・家庭・地域が協力し、児童生徒に適切に寄り添いながら支援し、児童生徒が自分たちでトラブルを解決する力を育成する。

第4章 重大事態への対処

市及び学校は、いじめの重大事態が発生した場合、法及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生を防止に取り組む。

1 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

①の生命、心身又は財産に重大な被害については、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合 などが該当する。

②の相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

2 重大事態の発生と報告

- ・ 学校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談する。特に、法第28条第1項第2号に該当する重大事態（以下「不登校重大事態」という。）の疑いがある場合、不登校重大事態における欠席の相当の期間は年間30日が目安となるが、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談する。
- ・ 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- ・ 児童生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。
- ・ 学校から、重大事態発生を報告を受けた教育委員会は、市長に報告する。また、県教育委員会を通じて文部科学省に報告する。

3 調査の実施

- ・ 学校から報告を受けた教育委員会は対策委員会を招集する。対策委員会は、調査の主体を学校とするか教育委員会とするかを判断し、速やかにその下に組織を設ける。
- ・ 教育委員会が調査の主体となる場合、調査は対策委員会（対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加える等の方法も考えられる）又は第三者によって構成される調査組織（第三者委員会）が行う。
- ・ 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、調査は法第28条第1項に基づき、いじめ問題対策チーム（いじめ問題対策チームを母体として、当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加える等の方法も考えられる）又は第三者によって構成される調査組織（野々市市いじめ調査委員会）が行う。
- ・ 調査は、事実関係を明確にするために行う。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすることである。
- ・ この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校や教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。

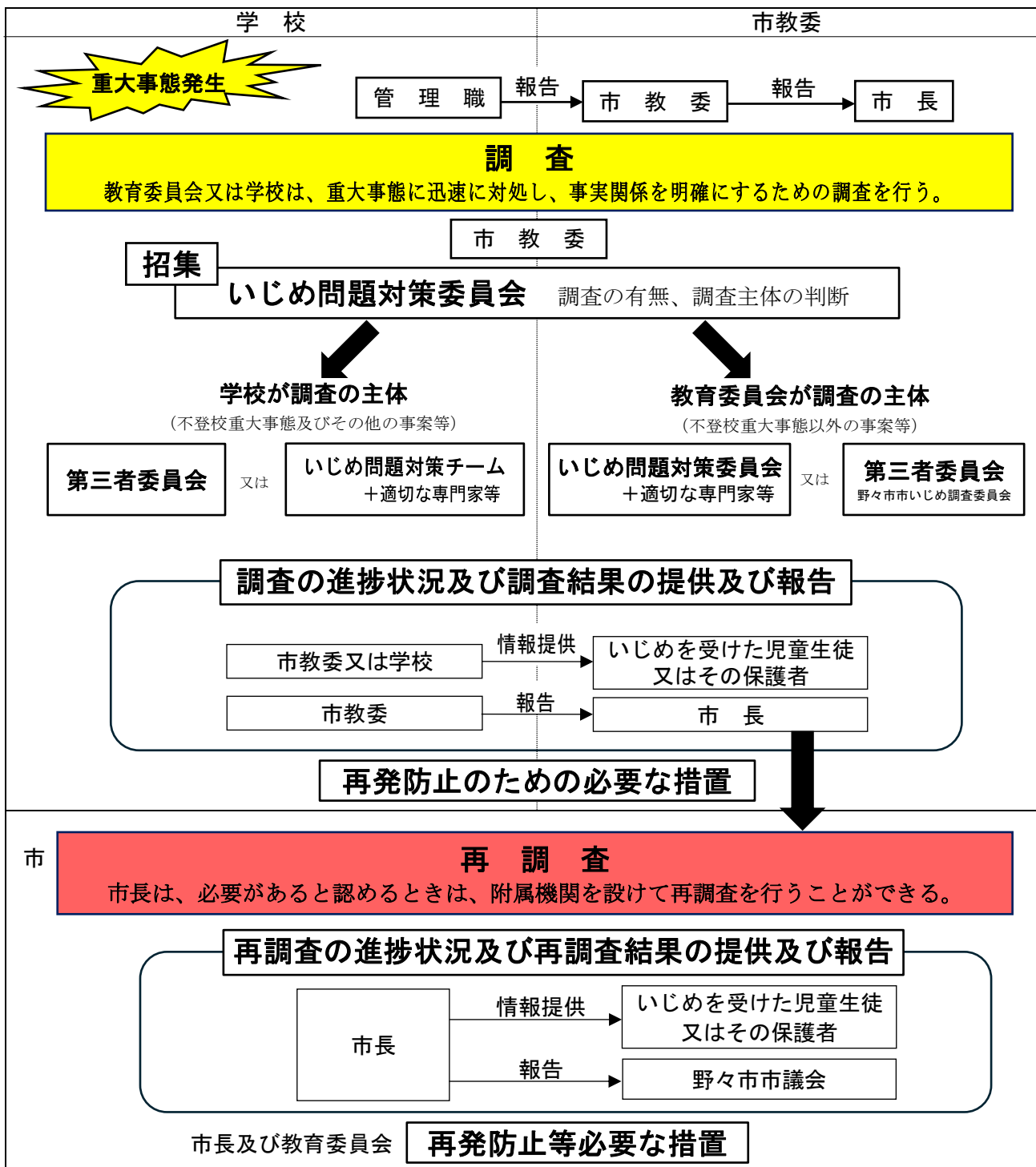
4 調査結果の提供及び報告

- ・ 調査の進捗状況及び調査結果は、教育委員会又は学校から、事実関係その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。
- ・ 教育委員会から、調査結果を直ちに市長に報告する。いじめを受けた児童生徒又はその保護者から調査報告書に対する所見書が提出された場合は、調査結果に添えて市長に報告する。

5 市長による再調査及び措置

- 調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処や同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査結果について附属機関を設けて再調査を行うことができる。
- 再調査の進捗状況及び再調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で情報を提供する。
- 市長は、再調査を行ったときは、その結果を野々市市議会に報告しなければならない。
- 市長及び教育委員会は、調査の結果及び再調査の結果を踏まえ、それぞれの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

6 重大事態対応図



第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 野々市市いじめ防止基本方針の検証と見直し

教育委員会は、法の施行状況や国基本方針、県基本方針を参酌しながら或いは社会状況の変化等を勘案しながら、市基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な対策を講ずる。

2 学校いじめ防止基本方針の策定状況の確認

教育委員会は、野々市市立学校における学校基本方針について、それぞれの策定状況を確認する。